

【訪問看護医療 DX 情報活用加算について】

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

当該加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に 規定する電子情報処理組織による請求（オンライン請求）の実施
2. マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制管理
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するため、十分な情報を取得し及び活用してサービスを提供することについて、ステーションの見やすい場所に掲示
 - (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施します
 - (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます

4.3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載

今後とも、より質の高い訪問看護サービスの提供と DX 推進の一環として、本加算の運用にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。